

「動物の愛護及び管理のあり方について」に対する意見

特定非営利活動法人 トラ・ゾウ保護基金

第1 動物取扱業の適正化に対する意見

【意見の趣旨】

1 登録の拒否について（法第12条）

1.1 登録拒否事由に動物取扱業の業務に関し他の法令に違反した場合を含めること

（法第12条1項2号関係）

動物取扱業の業態上、その業務に関連することが特に多いと考えられるのは以下の法令である。ただし、刑法犯（公文書偽造罪、同行使罪、詐欺罪、業務上過失致死傷等）など、それ以外の法令違反が関連することも少なくないと考えられる（参考事例参照）。したがって、以下の法令違反を主に想定しつつ、それだけに限定しないことが適切と考えられる。

- ・ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
- ・ 関税法
- ・ 外国為替及び外国貿易法
- ・ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
- ・ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ・ 狂犬病予防法

1.2 刑の執行終了後の登録可能時を、現行法が定める2年から4年に延長すること

（法第12条1項2号関係）

2 登録の取消し等について（法第19条）

登録取消及び業務停止事由に、動物取扱業者、その使用人、動物取扱業者が法人である場合にはその役員が動物取扱業の業務に関し他の法令に違反した場合を含めること

（法第19条1項5号関係）

「他の法令」については、1で述べたところと同様である。

3 各法令の主務官庁は動物愛護法主務官庁（都道府県知事等）に通報しなければならないものとする。（新規）

4 要望する改正事項の施行時期について

1, 2, 3の改正事項は、改正法公布時にただちに施行すべきこと。

【要望の理由】

1 そもそも種の保存法および鳥獣保護法は、動物の個体に対する適切な配慮を趣旨として含んでおり（種の保存法第7条：個体等の所有者等の義務、鳥獣保護法第19条～27条：鳥獣の飼養、販売等の規制）、特定外来生物法、狂犬病予防法および感染症予防法は、動物の適正管理によって生態系や生命財産、健康等の保護を目的としているという点で、それぞれ動物愛護法の目的・趣旨と共通する点を有している。従って、これら法律の遵守は、動物愛護法の適正な実施に不可欠である。

2 実際に、ある被告人がひとつの刑事事件で、これらの法律の複数に違反したとして処罰されているケースもまれではない（ケースA）。

ケースA：ひとつの事例で認定された法令違反

・10頭のサバクオオトカゲの無承認・無許可輸入、3頭のサバクオオトカゲの違法譲渡、1頭のカミツキガメ違法譲渡、1頭のトウブブラウンスネーク違法飼養

（第1審判決：東京地裁2009年3月4日）

→関税法違反、外為法違反、種の保存法違反、
外来生物法違反、動愛法違反

・9頭のピグミースローロリスの無承認・無許可輸入、7頭のピグミースローロリスの違法譲渡

（第1審判決：東京地裁：2008年6月15日）

→関税法違反、外為法違反、感染症予防法違反、
種の保存法違反

・2頭のマダガスカルホシガメ（ハウシャガメ）の違法譲渡

（第1審判決：東京地裁：2008年2月20日）

→種の保存法違反、有印公文書偽造、同行使、詐欺

3 2006年5月18日、全国有数の爬虫類ペットの動物取扱業者が、種の保存法違反および詐欺の罪で有罪判決を受けた（法人およびその代表者）。動愛法違反はない。この事件で問題となった絶滅危惧種は密輸されたものであり、運び屋は外為法及び関税法でも処罰されている。なお、代表者には海外での処罰を含め、3つ以上の野生生物違法取引の前科があった（ケースB）。

ところが、本件では、動物取扱業者としての登録はそのままに、その業務は中断することなく現在まで継続されている。

ケースB：動物取扱業者による関連法律違反（処罰を受けた者は6名（法人1社を含む））

・2005年：4頭のガビアルモドキの無承認・無許可輸入、4頭の密輸入したガビアルモドキの違法譲渡、4頭の密輸入したガビアルモドキを国

内で繁殖した個体として虚偽登録、1頭の虚偽登録されたガビアルモドキを相当額の価値あるものと誤信させ金銭を搾取（詐欺）】

・2005年：24頭の密輸入したマダガスカルホシガメを国内で繁殖した個体として虚偽登録、2頭の虚偽登録されたマダガスカルホシガメを相当額の価値のあるものと誤信させ金銭を搾取（詐欺）

・2006年：4頭のサイイグアナの無承認・無許可輸入

*なお、2005年のガビアルモドキに関する事件及びマダガスカルホシガメの事件に関与し、有罪判決を受けた者のうち1名は、2011年11月、スローロリスに関する種の保存法違反（12条違反）で逮捕されている。

4 動物取扱業の適正さを広く確保していくためには、動愛法のみならず、その業務に関して違法行為がないことを営業の前提条件とすることを徹底する必要がある。

5 確かに、改正法の施行に当たって経過措置をおくかどうかの検討に当たっては、取扱業者あるいはその登録をしようとする者に不意打ち的な規制となって、その営業を不当に制限しないかが考慮されなければならない。

しかし、要望する改正事項は、既に存在する法令における規制（しかも罰則を伴う規制）の将来の遵守あるいは直近過去（4年間）の遵守状況を条件とした営業を求めるものに過ぎない。

特に、将来的な違反を問題とする登録取消や業務停止においては、不意打ち的な規制となるおそれは皆無といえる。法治国家においては、すべての者がすべての法令を遵守して国民生活を営んでいることが当然の前提だからである。

6 他法令違反を業の許認可取消事由、業務停止事由とする立法例には、以下のものなどがある。

建設業法

第28条3項

国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第1項各号のいずれかに該当するとき（中略）は、その者に対し、1年以内の期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

注：第1項3号

建設業者（建設業者が法人であるときは、当該法人又はその役員）又は政令で定める使用人がその業務に関し他の法令（入札契約適正化法及び履行確保法並びにこれらに基づく命令を除く。）に違反し、建設業者として不相当であると認められるとき。

第29条1項

国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号の1に該当するときは、当該建設業者の許可を取り消さなければならない。

注：第1項6号

前条第1項各号の一に該当し情状特に重い場合又は同条第3項又は第5項

の規定による営業の停止の処分に違反した場合

探偵業の業務の適正化に関する法律

第15条

公安委員会は、探偵業者等がこの法律若しくは探偵業務に関し他の法令の規定に違反した場合において探偵業の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められるとき、又は前条の規定による指示に違反したときは、当該探偵業者に対し、当該営業所における探偵業について、6月以内の期間を定めて、その全部又は一部の停止を命ずることができる。

注：探偵業は届出制なので、許認可等の取消規定はおかれていない。

7 種の保存法と特定外来生物法は環境省の直轄の業務であり、動物取扱業者の実態把握や見回り、立ち入りといった日常的監視は困難である。そのため、上記措置を導入するに当たっては、各動物関連法の主務官庁から、動愛法主務官庁（都道府県知事）への通報制度の整備が必要となる。

第2 動物取扱業の適正化以外について

【意見の趣旨】

動物取扱業の登録対象に鑑賞用魚類・両生類の取扱業を含めること。

【意見の理由】

観賞魚や両生類は身近な愛玩動物として高度に普及し、国民に親しまれている。これらの「動物の適正な取扱い」を促進することが「国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養」に資することは明白である。

爬虫類であるヤモリ類と両生類であるイモリ類の間に上記の点で差異があるとは考えられない。

以上